

北海道告示第10024号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年1月13日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その16)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 市町村地域生活支援事業費等補助金 障害者等が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助す。</p>	<p>市町村 (一部事務組合・広域連合を含む。)</p>			<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第253号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第253号様式 保福第254号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>市町村地域生活支援事業</p>		<p>市町村地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、</p>	<p>4分の1以内 (寄附金その他の収入金が</p>					

		<p>共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係るものを除く。）〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等</p> <p>（〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）</p>	<p>あるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
市町村地域生活支援促進事業								
1 発達障害児者地域生活支援モデル事業		<p>発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、</p>	<p>4分の1以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					

		保険料、広告料)、 委託料、使用料及 び賃借料、備品購 入費						
2 障害者虐待防止 対策支援事業		障害者虐待防止対 策支援事業の実施に 必要な報酬、給料、 職員手当等、賃金、 共済費、報償費、 旅費、需用費（消 耗品費、燃料費、 食糧費、印刷製本 費、光熱水費、修 繕料）、役務費（通 信運搬費、手数料、 保険料、広告料）、 委託料、使用料及 び賃借料、備品購 入費、扶助費、負 担金	4分の1以内 （寄附金その 他の収入金が あるときは、 補助金等の額 の算定にあた り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。）					
3 医療的ケア児等 総合支援事業		医療的ケア児等総 合支援事業の実施に 必要な報酬、給料、 職員手当等、賃金、 共済費、諸謝金、 報償費、旅費、需 用費（消耗品費、 燃料費、食糧費、 印刷製本費、光熱 水費、修繕料）、 役務費（通信運搬 費、手数料、保険 料、広告料）、委	4分の1以内 （寄附金その 他の収入金が あるときは、 補助金等の額 の算定にあた り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。）					

		託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金						
4 成年後見制度普及啓発事業		成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	4分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
5 発達障害児者及び家族等支援事業		発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、	4分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					

		<p>広告料)、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</p>						
6	<p>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業</p>	<p>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>4分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
7	<p>雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業</p>	<p>雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、</p>	<p>4分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					

		<p>役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）</p>					
8 特別促進事業		<p>特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係るものを除く。）〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名</p>	<p>4分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>				

		である。)							
2 重度障害者に係る市町村特別支援事業 重度障害者の割合が著しく高いことにより、国庫負担基準額を超えた介護給付に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	当該年度の国庫負担基準超過額	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課			
3 重度訪問介護等利用促進事業 重度障害者の割合が著しく高いことにより、国庫負担基準額を超えた介護給付に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村（指定都市及び中核市を除く。）	当該年度の国庫負担基準超過額	4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課			
4 外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金 経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施で	市町村、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者のうち、経済連携協定（EPA）に基づ	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製	10分の10 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村の場合を除く。) 保福第339号様式 保福第340号様式	保福第1の2号様式 保福第2の31号様式 保福第339号様式 保福第340号様式 保福第341号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課			

<p>きるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実に資することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>き入国する外国人看護師候補者及び当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し看護師となった者(当該試験合格後1年以内の者に限る。)の受入施設として、国際厚生事業団(JICWELS)の審査・選考に合格し、受入希望施設として登録された施設の設置者</p>	<p>本費)、役務費(雑役務費、通信運搬費)、備品購入費</p>	<p>金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第341号様式別に指示する様式</p>				
<p>5 看護師等養成所施設整備事業 看護師等養成所における施設設備整備を促進し、看護職員の養育力の充実に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>日本赤十字社、社会福祉法人、北海道厚生農業協同組合連合会、健康保険組合及び連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及</p>	<p>保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所(ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校は除く。)の新築、増改築に要する工事費又は工事</p>	<p>2分の1 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の2号様式 保福第1の8号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第1の2号様式 保福第1の8号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		

	<p>び一般財団法人（医療法人、一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる者に限る。）</p>	<p>請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。</p> <p>(1) 土地の取得又は整地に要する費用</p> <p>(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用</p> <p>(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用</p> <p>(4) 既存建物の買収に要する費用</p> <p>(5) その他の整備費として適当と認められない費用</p>						
<p>6 看護師等養成所設備整備事業</p> <p>看護師等養成所における施設設備整備を促進し、看護職員の養成力の充実等を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>日本赤十字社、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及び連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、一般社団法人及び一般財団法人、</p>	<p>保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。）の初度設備整備に必要な標本、模型及び教育用機械器具の購入費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局医療薬務課</p>		

	医療法人（医療法人、一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限る。）							
7 子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金 病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育を行うことを目的として、予算の範囲内において交付	市町村、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人、	病院内保育所の運営に必要な次に掲げる経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 委託料（上記1に該当するもの。）	3分の2 市町村（一部事務組合を含む。）にあつては4分の1	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 保福第22号様式 保福第23号様式 保福第24号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第22号様式 保福第23号様式 保福第24号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 保健福祉部 地域医療推進局医療事務課	

する。	医療法人及び 社団法人、財 団法人、その 他知事が適当 と認めるもの								
8 多様な勤務形態導 入支援事業 看護職員が出産や 育児・介護のほかキ ャリアアップや自己 啓発など個々のライ フステージに対応し 働き続けることが可 能となるような多様 な勤務形態の整備を 促進し、医療機関に おいて看護職員の離 職防止・復職支援を 図ることを目的とし て、予算の範囲内で 補助する。	医療法（昭和 23年法律第205 号）第7条の規 定に基づき許可 を受けた病院の 設置者	多様な勤務形態導 入事業の実施に必要 な新たに雇用する短 時間正規職員経費 （人件費、法定福利 費）、報償費、旅費、 需用費（印刷製本 費、会議費、消耗 品費）、役務費（通 信運搬費、雑役務 費）	2分の1 （寄付金その 他の収入金があるときは、 補助金等の額の算定に当 たり、当該寄付金その他の 収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第346号様式 保福第347号様式 保福第347号様式 保福第348号様式 保福第349号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第346号様式 保福第347号様式 保福第348号様式 保福第349号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 地域医療推 進局医務薬 務課			
9 特定行為研修受講 支援事業 特定行為研修を受 講する施設に対し て、研修受講に係る 費用若しくは受講期 間中の代替職員に係 る費用を予算の範囲 内で補助する。	所属する看護 師を特定行為の 別に定める区分 に派遣する施 設の設置者	施設に所属する看 護師を特定行為研 修に派遣するのに要す る負担金（入学料、 受講料） 施設に所属する 看護師を特定行為 研修に派遣してい る間、代替職員を 雇用するのに要す る代替職員給与費、 委託料（代替職員	2分の1以内 寄付金その 他の収入金があるときは、 補助金等の額の算定に当 たり、当該寄付金その他の 収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 地域医療推 進局医務薬 務課			

		給与分)							
10	がん診療連携拠点病院等機能強化事業 地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的として、予算の範囲内で補助する。	厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院又は地域がん診療病院の開設者	がん診療連携拠点病院等機能強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、緩和ケア病床確保に係る経費。 ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、がん相談支援事業、病理医養成等事業及びがん患者の就労に関する総合支援事業に限る。 また、緩和ケア病床確保に係る経費については、緩	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第221号様式 保福第222号様式 保福第370号様式 別に指示する様式	保福第1の18号様式 保福第1の31号様式 保福第221号様式 保福第222号様式 保福第371号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 保健福祉部 健康安全局 地域保健課	書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること。

	和ケア推進事業に 限る。						
--	-----------------	--	--	--	--	--	--